

サークル・団体に所属する学生 各位

理事（教育担当）

4月1日以降のサークル活動について

令和5年3月15日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る今後の対応について（通知）第10報」が通知されました。

これに伴い、令和4年4月1日付け「4月2日以降のサークル・団体活動について」も令和5年4月1日付けで廃止します。なお、令和5年3月31日までの対応は従前のおりとなりますので、行事届の提出の際にお願いしている活動計画書も3月末までは提出が必要です。

また、桜ヶ丘地区における活動に際して、改めて通知があった場合は、その指示に従ってください。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（通称：感染症法）において「新型インフルエンザ等感染症」に分類されていた新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで「五類感染症」に変更されますが、感染症としての脅威がなくなったわけではありません。

健康な学生生活を送るためにも、日頃の感染拡大防止策を怠ることのないようにお願いします。

令和5年5月8日以降のことも含め、今後の対応について変更がある際は、改めて通知します。

記

活動区分			留意事項
屋内	団体	非対人	いずれの活動区分においても、これまでの制限を解除する。ただし以下のことに留意すること。 ・3密の回避、換気、手指消毒、手洗い等基本的な感染症対策はこれまで通り実施する。 ・不織布マスクの着用は個人の判断に委ねられるが、感染リスクが高い人への対策としては、マスク着用が効果的であるので、場面に応じて着用することを推奨する。 ・風邪症状、体調不良がある場合は、活動を控え、速やかに医療機関にて診察を受け、医師の指示に従うこと。 ・イベント、試合等に参加する際、主催者の感染拡大防止策に関する要請に応えること。
		対人	
		非接触	
	個人	非対人	
対人		接触	
		非接触	
屋外	団体	非対人	いずれの活動区分においても、これまでの制限を解除する。ただし以下のことに留意すること。 ・3密の回避、換気、手指消毒、手洗い等基本的な感染症対策はこれまで通り実施する。 ・不織布マスクの着用は個人の判断に委ねられるが、感染リスクが高い人への対策としては、マスク着用が効果的であるので、場面に応じて着用することを推奨する。 ・風邪症状、体調不良がある場合は、活動を控え、速やかに医療機関にて診察を受け、医師の指示に従うこと。 ・イベント、試合等に参加する際、主催者の感染拡大防止策に関する要請に応えること。
		対人	
		非接触	
	個人	非対人	
対人		接触	
		非接触	